

令和5年度

山口県防災会議

令和5年5月26日

山口県庁 正庁会議室

会 議 次 第

1	開会	
2	会長あいさつ	
3	議題：山口県地域防災計画の修正	頁
	(1) 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化	… 1
	(2) 災害救急対策に従事する航空機の安全確保	… 3
	(3) 避難所における食物アレルギーへの配慮	… 5
4	報告	
	○ 各種訓練の実施について	… 7
	○ 国土強靱化地域計画の進捗状況等について	… 8
	○ 気象庁の新たな取組について	… 別添
	○ 陸域における地震や風水被害等での海上保安庁の活動・支援について	… 別添
5	閉会	

〔配付資料〕

・山口県防災会議配席表及び山口県防災会議出席者名簿	
・国土強靱化地域計画に基づく令和4年度取組状況	資料1
・気象庁の新たな取組について	資料2
～線状降水帯の予測精度向上に向けた取組～	
・陸域における地震や風水被害等での海上保安庁の活動・支援について	資料3
・山口県地域防災計画新旧対照表（案）	資料4

議題：山口県地域防災計画の修正

(1) 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

1 趣旨

- 災害時における行方不明者等の氏名等の公表については、令和3年6月の全国知事会によるガイドラインの策定等を踏まえ、昨年5月、本県の公表方針を策定し、防災会議で報告。
- 個人情報保護法の改正を踏まえ、国は、昨年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を設置し、災害時の初動対応や被災者等へのきめ細やかな支援等のため、個人情報の適正な取扱いを図り、地方公共団体の判断に資する内容となる指針を検討。
- 本年3月、国により「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が策定され、災害時における安否不明者の氏名等公表の取扱いが示されたことから、同指針の趣旨を踏まえ、本県の公表方針を変更するとともに、必要な事項を加える。

2 安否不明者に係る国指針の概要

(1) 公表基準

- 救助活動の効率化・円滑化のために必要であること
- 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- 公表にあたり、家族の同意の取得は不要

(2) 公表する情報

- 氏名、住所（市町村名又は町名・大字名まで）、年齢又は年代、性別のうち、安否不明者の識別に必要な情報

(3) その他

- 死者の情報については取り扱わない

3 修正の概要

以下の内容を新たに加える。

- 救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

参考

○安否不明者に係る公表方針の変更概要

	国指針	県公表方針（現行）	県公表方針（改正案）
公表基準	①救助活動の効率化・円滑化のため必要であること ②・住基台帳の閲覧等制限なし ・本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情がないこと	①救出・救助活動の円滑化・効率化に資すること ②住基台帳の閲覧制限なし ③家族等の同意があること ※大規模災害で緊急性が高い場合は県の判断で同意を得ずに公表	①同左 ②・住基台帳の閲覧等制限なし ・本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情がないこと ③削除
公表情報	①氏名 ②住所（市町村名又は町名・大字名まで） ③性別 ④年齢又は年代 以上のうち、識別に必要な情報	①氏名 ②住所（大字まで） ③性別	①～③同左
役割分担	①市町村が安否情報の収集・精査 ②都道府県が公表	①市町村が被災認定及び家族等の意向（公表同意）確認 ②県が公表	①・市町村が被災認定（安否不明か否か） ・県、市町、警察それぞれが特段の事情の有無を確認 ②同左

※ 行方不明者、死者について、国指針では示されていないことから、家族等の同意の取扱いは、従前のおりとする。

○安否不明者、行方不明者、死者の公表基準（改正後）

被災者区分	要件（全て○の場合に公表）			公表 非公表	公表・非公表の理由
	救出・救助の円滑化	住基閲覧制限なし等	家族（遺族）の同意		
安否不明者	○	○	/	公表	救出・救助の円滑・効率化
	○	×		非公表	本人又は家族の権利利益を侵害する恐れがあるため
	×	○			円滑な救出・救助が見込めず
行方不明者	○	○	○	公表	救出・救助の円滑・効率化
	○	○	×	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害する恐れがあるため
	○	×	○		円滑な救出・救助が見込めず
	×	○	○		
死者	/	○	○	公表	誤情報の伝達防止等
		○	×	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害する恐れがあるため
		×	○		

議題：山口県地域防災計画の修正

(2) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保

1 趣旨

- 令和3年2月に足利市で発生した林野火災の消火活動中、無人航空機の飛行が目撃され、消防防災への活動が一時中断されたことから、国は、消防、救助、警察業務その他の緊急用務を行うための航空機の飛行の安全を確保するため、令和3年5月に航空法施行規則を改正。
- こうした上記改正を踏まえ、昨年6月に防災基本計画が改正されたことから、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整に関する規定を加える。

2 航空法施行規則改正の概要

- 警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域（緊急用務空域）を指定し、インターネット等に公示
- 無人航空機を飛行させる者は、飛行開始前に、飛行させる空域が緊急用務空域に該当するか否か確認することを義務付け

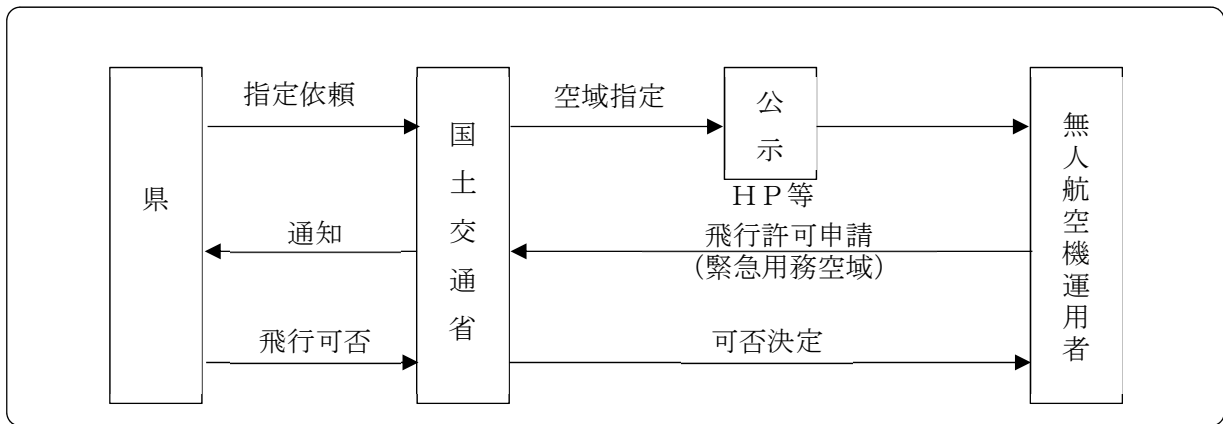
3 修正の概要

以下の内容を新たに加える。

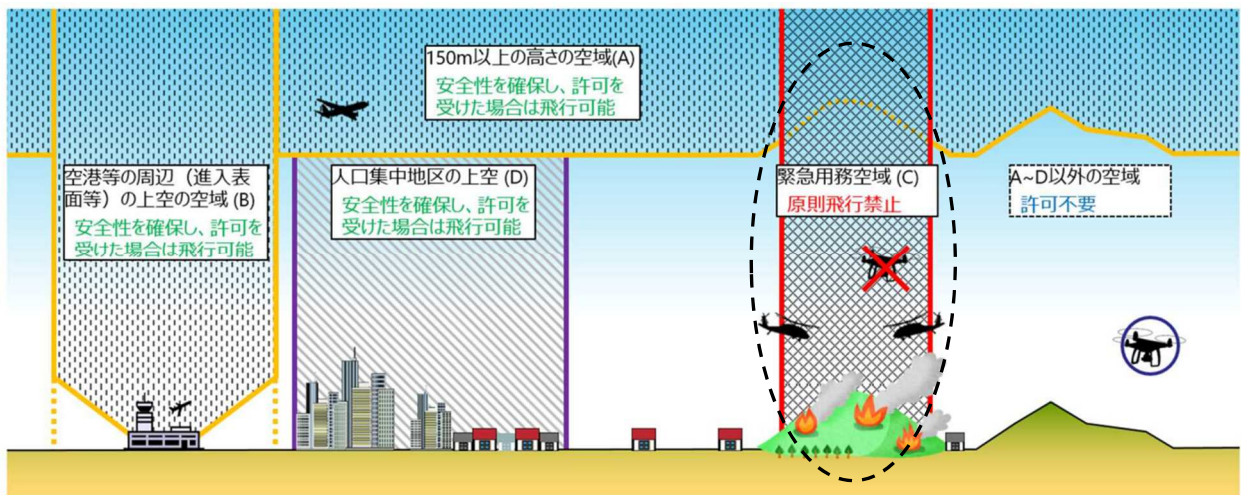
- 県は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。
- 無人航空機を飛行させる者から国土交通省に対し、緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請がなされ、その旨、国土交通省から通知された場合、県は、災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を国土交通省へ回答する。

参考

○緊急用務空域の指定等の流れ



○国土交通大臣の許可・承認が必要な空域



<国土交通省ホームページ、Q&Aから抜粋、作成>

議題：山口県地域防災計画の修正

(3) 避難所における食物アレルギーへの配慮

1 趣旨

防災基本計画（中央防災会議）において「避難所における食物アレルギーへの配慮」に係る規定が追加されたことを踏まえ、所要の規定を加える。

<経緯>

- 2011年の東日本大震災では、避難所にアレルギー対応食の備蓄がなく、炊き出しなども原材料が分からず、多くのアレルギー患者が苦慮。
- アレルギー疾患対策の推進に係る基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）の一部改正（令和4年3月14日施行）

地方自治体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要なものへ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食糧支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

- 防災基本計画の修正（令和4年6月）

被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 修正の概要

- 備蓄・供給計画等において確保する食料に、「食物アレルギー対応食品」を追加
- 避難所において、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める旨追加

<追記する文言 ※下線部>

- 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。
- 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。
 - ・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等
- 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

<参考>

関係制度

【市町村等の対応が望まれている事項】

◇避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月内閣府)

- ・ 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくこと
- ・ 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること
- ・ 食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること
- ・ 食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること
- ・ 避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること

◇アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年3月厚生労働省)

- ・ 国及び自治体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族、関係者、医療従事者向けの相談窓口を速やかに設置する。

食物アレルギーの原因になりやすいといわれる食品

◇特定原材料(7品目) ⇒商品に表示義務あり

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

◇特定原材料に準ずるもの(21品目) ⇒商品への表示が推奨されている

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(出典：R4 総務省資料)

※R5. 3. 9～「くるみ」が特定原材料に追加(特定原材料：7品目→8品目、特定原材料に準ずるもの：21品目→20品目)



【報告】

各種訓練の実施について

1 総合防災訓練（6月4日（日））

（1）目的

- ・災害時における対応の手順等の確認・習熟
- ・住民主体の訓練による自助・共助の推進
- ・防災関係機関の連携強化
- ・防災意識の高揚に向けた普及啓発

（2）訓練内容

図上訓練（災害対策本部設置・運営訓練）、住民避難訓練（住民避難・避難所設営運営訓練）、実動訓練（陸上・海上での救助・救出訓練）、展示・体験訓練（関係機関の防災に関する取組を紹介）

（3）会場

萩市（阿武川河川公園、阿武川特設カヌー競技場、総合福祉センター、萩市役所、萩総合庁舎）、長門市（湊漁港、日置農村環境改善センター、長門市役所、長門土木建築事務所）、阿武町（阿武町ふれあいセンター、阿武町役場）、山口県庁

※一般観覧を再開

2 原子力防災訓練（開催時期調整中）

（1）目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

（2）訓練内容

緊急時通信連絡訓練、住民情報伝達・避難訓練、オフサイトセンター運営訓練等

（3）会場

上関町、山口県庁

3 救援物資配送訓練（開催時期調整中）

（1）目的

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、物資の要請から避難所への配送まで一連の実動訓練を民間事業者等と連携して実施

（2）訓練内容

各種協定を活用した物資調達・配送、物資システムを利用した要請状況把握や物資管理等

（3）会場

調整中

4 その他の訓練

シェイクアウト訓練、南海トラフ地震情報伝達訓練、Lアラート全国合同訓練 等

【報告】**国土強靱化地域計画の進捗状況等について**

国土強靱化について、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取り組んだ結果、概ね重要業績評価指標の向上が図られている。【資料1】全指標の目標達成に向けて、今後ともハード・ソフト両面から取組を実施する。

1 取組状況

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としている。令和4年度末において、19の指標が目標値を達成

【重要業績評価指標（KPI）の達成状況】

説明	KPI
目標を達成	19
計画時から指標値が上昇	29
計画時から指標値が横ばい	9
合計	57

2 令和5年度の主な取組

分野 No.	施策分野	令和5年度当初予算	
		事業（主なもの）	予算額 （百万円）
1	行政機能／警察・消防／防災教育等	・消防防災ヘリコプター運営事業 ・交通事故防止施設総合整備事業	60
2	住宅・都市／環境	・水道施設整備促進事業 ・大気汚染常時監視事業	4,070
3	保健医療・福祉	・地域包括ケアシステム基盤整備事業 ・障害者福祉施設整備費補助事業	443
4	産業・エネルギー	・木屋川発電所水車発電機改修事業 ・省・創・蓄エネの導入促進事業	975
5	情報・通信	・防災情報ネットワークシステム維持管理事業	115
6	交通・物流	・公共事業（道路・港湾）	25,626
7	農林水産	・県営老朽ため池整備事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・農業農村地域活性化総合対策事業	8,124
8	国土保全・土地利用	・公共事業（河川・海岸・総合開発・砂防） ・治山事業	16,347
9	リスクコミュニケーション	・地域防災力充実強化事業	9
10	人材育成	・建設産業活性化推進事業	21
11	官民連携	・地域共生社会推進事業	2
12	老朽化対策	・老朽化対策 ※他分野で実施する事業と重複	—